

法的分離(兼業規制)に伴う行為規制の検討(社名・商標・広告等)について

平成29年4月25日(火)



本日ご議論頂きたい主な論点の位置づけ

(1)兼職(取締役等)に関する規律

✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

(2)兼職(従業者等)に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

(3)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

(4)グループ間の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

(5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

- ✔ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合の基準 等

<u>(6)その他</u>

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

社名・商標・広告等に関する規制のあり方

- 改正電気事業法においては、以下のとおり、一般送配電事業者等が電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を広く禁止することとされている。
 - ①一般送配電事業者が、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして 経済産業省令で定める行為をすることを禁止(第23条第1項第3号)
 - ②特定関係事業者(一般送配電事業者のグループ内の発電・小売電気事業者等)が、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省やで定める行為をすることを禁止(第23条の3第1項第2号)
- グループ内の発電・小売電気事業者等が一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して、グループ内の発電・小売電気事業者の営業活動を有利に進めることは、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられ、社名、商標、広告等についてもこの規定に基づいて規制することが必要。
- 具体的に、どのようなケースを禁止すべきかについて、本日ご議論いただく。
 - (注) 「特定関係事業者」の改正電事法上の定義
 - ① 一般送配電事業者の子会社、親会社若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する 小売電気事業者若しくは発電事業者
 - ② 当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

(参考)改正電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気 供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは 不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で 定める行為をすること。
- 2~5 (略)
- 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、 当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

- 第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

- ○電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、 適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネット ワークを利用できるようにすることが必須。
- 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送 配電事業の兼業を原則禁止する(送配電事業の「法的分離」)。
- なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の<u>中立性・公平性を損</u>なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

- 1. 人事等における中立性確保のための措置
- 4. その他社名や広告などに関する措置
- 2. 業務委託における中立性確保のための措置
- 5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

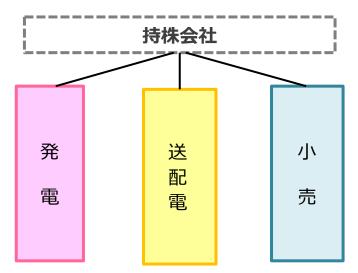
3. ファイナンス取引に関する措置

(参考) 送配電部門の法的分離について (兼業規制)

- 2020年4月以降、一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業の兼業は原則禁止される。(法的分離)
- 法的分離の方法としては、主として①持ち株会社方式、②発電・小売親会社方式が考えられる。

①持株会社方式

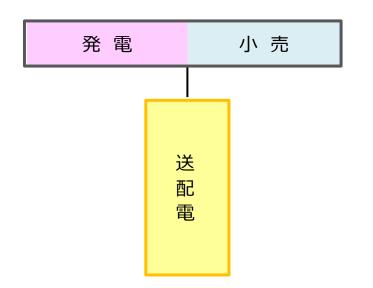
持株会社の下に発電会社、送配電会社及び小売会 社を設置



※発電会社、小売会社は同一会社とすることも可能

②発電·小売親会社方式

▶ 発電会社、小売会社の下に送配電会社を設置



※発電会社、小売会社を別々の会社とし、一方の子 会社とすることも可能

注)送配電親会社方式(送配電会社の下に発電・小売会社を設置)についても概念上は考え得る形態であるが、送配電会社が配当という形で直接発電・小売会社の収益を得る形となるため、上記①及び②と比較して、送配電会社の中立性を害する恐れが高く、上記①及び②と比べて厳しい規制が必要と考えられる。

社名に関する規制について

- 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき社名となるのは、どのよう な場合か
- 1. 禁止すべきと考えられる社名
 - 一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれのある社名を用いること

社名の中に、「送配電」、「ネットワーク」、「パワーグリッド」等、送配電事業者であることを示す文言を入れることを条件に、一般送配電事業者が社名の一部にグループ名称(旧一般電気事業者名等)を使用することを許容する。

例)法的分離後の送配電会社:「○○電力送配電株式会社」

2. その他の論点

- ①グループ内の発電・小売事業者等が旧一般電気事業者の社名を引き継ぐことは、禁止する必要は ないと考えられるがどうか
 - 例) 法的分離後の発電・小売会社:「○○電力株式会社」 ← 現在と同じ社名

(改正電気事業法はグループ間の資本関係を許容しており、競争環境を整備するためにこれまで一般電気事業者が培ってきた信用力・ブランド力を失わせることまで求めたものではないと考えられるため。また、社名に地域名を入れることは、特に禁止する必要はないと考えられる。)

②一般送配電事業者がグループ名称を用いない場合には、「送配電」等の文言を入れることを義務付ける必要はないと考えらえるが、どうか

<検討の前提>

商標・社名に関する規律については、以下の2つ観点から規律を設けるべきか、設けるべきとしてどのような規律を設けるべきかが問題となりうる。

- ①一種の競争政策的観点から、<u>既存の一般電気事業者が培ってきた信用力・ブランド力を旧一般電気事業者</u>の発電・小売電気事業者が活用することについて
- ②一般送配電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者の信用力・ブランド力をグループの発電・ 小売電気事業者が活用することについて

今回の電力システム改革においては、兼業規制を課すことにより一般電気事業者の送配電部門と発電・小売 部門の分社化を求める一方、それらの会社間での資本関係を許容しており、従来一般電気事業者が培ってきた 信用力・ブランド力を失わせることによって、競争環境を整備することまでも意図するものではない(※)。そのため、 ①の観点からは特段の規律を設ける必要はないのではないか。

- (※)厳格な行為規制が設けられたEU第3次指令(次頁参照)においても、法的分離後の発電・小売事業者が 従来からの名称を使用することは禁止されていない。例えば、フランスでは、発電・小売・送電事業者で あったEDFは、法的分離に伴い送電部門を子会社(RTE)として分離しているが、その後も、発電・小売 事業者は従来からの名称であるEDFを使用している。
- 一方、②については、「一般送配電事業者の中立性の確保」という法的分離の目的を達成するために必要となる観点であることから、一定の規律を設けるべきではないか。

そこで、具体的にどのような規律を設けるべきかについて検討する必要があるが、上記のとおり一般送配電事業者と発電・小売電気事業者の資本関係を許容していることから、発電・小売電気事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきではないか。

以上の点を前提としつつ、次頁以降、商標・社名に関する規律のあり方を検討する。

<論点>

- 一般送配電事業者の社名については、一般電気事業者が従来の信用力・ブランド力を活用する目的で、発電・小売電気事業者は引き続き、「〇〇(地域名)電力株式会社」とすることも想定される(※)。この点を前提として、一般送配電事業者の中立性の確保の観点から、その社名については、どのような規律を設けることが適切か。
- (※)地域名は、それ自体が公平かつ中立的な電力市場の整備や一般送配電事業者の中立性の確保の観点から問題が生じる訳ではないことから、地域名に着目した制限は設けないこととしてはどうか。

く検討>

前述の通り、今回の電力システム改革においては、一般送配電事業者と発電・小売電気事業者の資本関係を 許容していることから、グループ会社であることの表示は認められるものであるから、発電・小売電気事業者と同 様のグループ会社を表現する名称を表示することは許容すべきではないか。

他方、一般送配電事業者は中立性が求められる事業者であるところ、そのことが外形的に判断できる表示がない場合、引き続きグループの発電・小売事業者と同一視される恐れがあり、また、一般送配電事業者であることが不明確となるため、一般送配電事業者の中立性に疑義が生じる恐れがある。

そこで、一般送配電事業者に対しては、中立性が求められる一般送配電事業を行う者であることを外形的に明らかにすることを求める必要があるのではないか。

(※)このような規制は、「一般送配電」という名称の使用までを義務付けるものではないことから、一般送配電事業の中立性の観点から必要最小限度の規制といえるのではないか。

「く方向性>

- 一般送配電事業者に対して、中立性が求められる一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名とすることを求めてはどうか
- (※)どのような社名が一般送配電事業者と外形的に判断できる社名となるかの詳細は、今後ガイドラインにおいて規定する予定。

(参考) フランスの行為規制の法的位置付け

- フランスにおいては、エネルギー法(Code de l'énergie)において、次のように規定されている。
 - ○送電網を管理する企業及びその垂直統合企業を運営する企業は、当該企業間の社会的識別、コミュニケーション、ブランド戦略、施設についてあらゆる混同 (confusion)を避けなければならない。
 - <u>送電網を管理する企業は、送配事業者と識別される商標を所有しなければならな</u>い。また、当該企業は、**単独でその使用を管理する**。

<Code de l'énergie>

Partie législative

LIVRE IER : L'ORGANISATION GENERALE DU SECTEUR DE L'ENERGIE TITRE IER : LES PRINCIPES REGISSANT LES SECTEURS DE L'ENERGIE

Chapitre Ier : Les secteurs de l'électricité et du gaz Section 2 : Organisation des entreprises de transport

Sous-section 1 : Règles communes aux entreprises de transport d'électricité et aux entreprises de transport de gaz

Article L111-21

La société gestionnaire d'un réseau de transport et l'entreprise verticalement intégrée dont elle fait partie s'abstiennent de toute confusion entre leur identité sociale, leurs pratiques de communication, leur stratégie de marque et leurs locaux. A cet effet, la société gestionnaire d'un réseau de transport est propriétaire de la ou des marques qui l'identifient comme gestionnaire de réseau de transport. Elle seule en gère l'utilisation.

(参考) フランス・ドイツにおける送電会社の社名

〈フランス〉

- EDFの送電部門が独立し、RTEが設立。
 - 発電·小売会社: EDF (Électricité de France)
 - 送電会社: RTE (<u>Réseau de transport d'électricité (Electricity transmission network</u>))
 - 配電会社: Enedis ("met toute son énergie au service du client et de la distribution d'électricité" (全てのエネルギーを顧客サービスと配電に注ぐ) という社のコアビジネスを示す合成語)

<ドイツ>

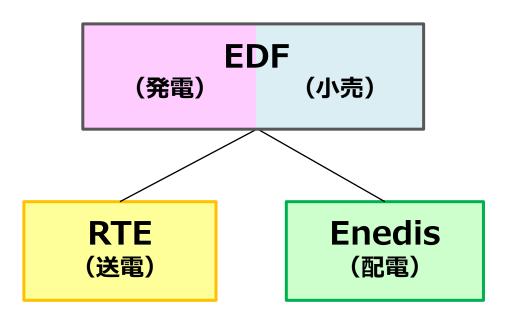
- EnBWの送電部門が法的分離し、TransnetBWが設立。
 - 発電会社: EnBW (Energie Baden-Württemberg)
 - 送電会社: TransnetBW(<u>Trans</u>mission <u>net</u>work Baden-Württemberg)
 - 配電会社: NetzeBW(<u>Netz</u>betreiber für <u>B</u>aden-<u>W</u>ürttemberg)
 - (*)共通する"BW"は、州名(<u>B</u>aden-<u>W</u>ürttemberg州)を示す。

(参考)海外における送配電部門の法的分離の例

● E U 指令を受け、フランス・ドイツにおいて法的分離を実施した例がある。これらの例では、 現在は、発電・小売親会社方式を採用している。

<フランス: EDFグループ>

- ・発電・小売が親会社であり、送電会社、配電会社が子会社。
- ・EDFは、2005年に送電部門を子会社「RTE」として分離。
- ・また、2008年に配電部門を「eRDF(現Enedis)」を100%子会社として分離。



※ドイツのEnBWグループは、法的分離により、かつては持株会社方式を採っていたが、 組織再編を進め、2014年より発電・小売親会社方式となっている。

商標に関する規制について

- 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき商標となるのは、 どのような場合か
- 1. 禁止すべきと考えられる商標

一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれのある商標を用いること と(グループ商標のみを使用する場合を含む。)

独自商標と併せて用いる場合のみ、一般送配電事業者がグループ商標を用いることを許容する。

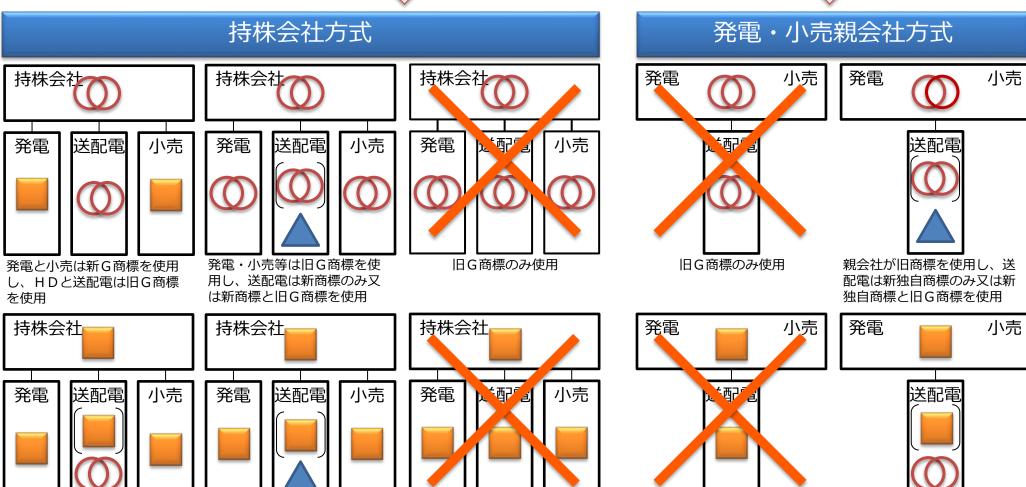
2. その他の論点

- ①例えば、需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない場所、マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の発電・小売事業者の営業活動に効果があるとは考えられず、適正な競争関係を阻害しないと考えられる場所における商標の使用については、本規制の対象外としてもよいのではないか。
- ②使用中の既存商標を全て変更するとした場合、大きなコストが発生することも想定されるが、経過措置についてどう考えるか。

商標の使用パターン

一体会社





発電・小売等は新G商標を使用し、送配電は旧商標のみ又は旧商標と新G商標を使用

発電・小売等は新G商標を使用し、送配電は新商標のみ又は新商標と新G商標を使用

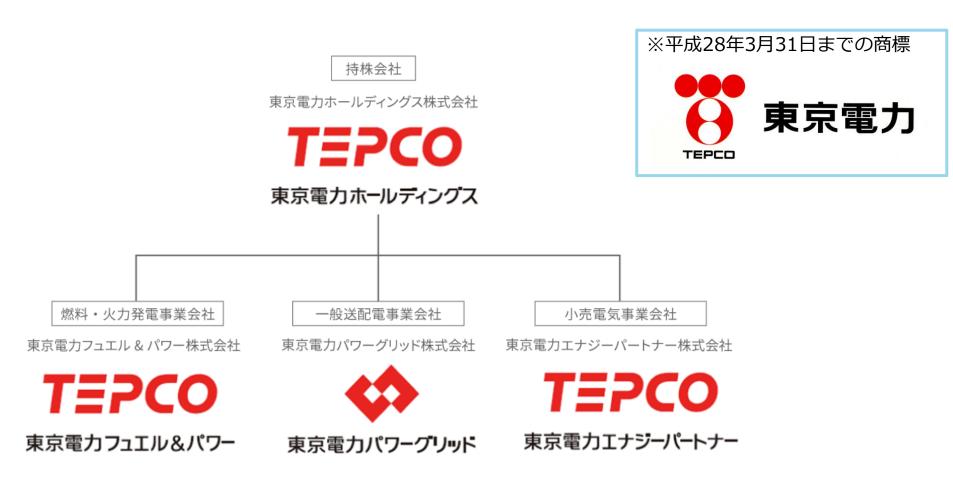
新G商標のみ使用

新 G 商標のみ使用 親会社は親 送配電は

親会社は新G商標を使用し、 送配電は旧商標のみ又は旧商 標と新G商標を使用 14

(参考) 東京電力グループの商標について

東京電力パワーグリッド株式会社は、東京電力ホールディングス株式会社・東京電力エナジーパートナー株式会社・東京電力フュエル&パワー株式会社と同一のグループ商標ではなく、独自商標を使用している。



(注)東京電力HDについては、発電ライセンス(原子力・水力発電事業)を保有しており、純粋な持株会社ではない。

商標に関する規律

参考(第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

<論点>

一般送配電事業者の商標については、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

<検討>

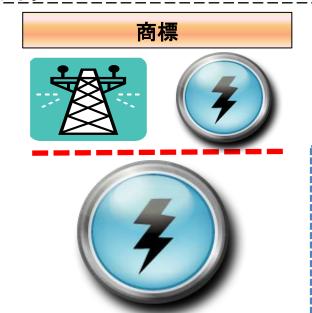
前頁のとおり、発電・小売電気事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきと考えられることから、グループ商標として、一般送配電事業者が発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるべきである。

他方、当該商標をグループ会社であることの表示を超えて、一般送配電事業者自身の商標としての使用を認めると、グループの小売・発電事業者と同一会社と誤認させ、ひいては一般送配電事業者の中立性に疑義が生じるのではないか。

<方向性>

■ 一般送配電事業者は、グループ商標として、発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるが、 独自商標の設定を義務付ける。

< イメージ>
 送配電
 発電



(※)商標については、第三弾法施行時に一律変更を求めた場合には、莫大なコストがかかることが想定されることから、一定の経過措置(使用中の既存商標は設備更新等に合わせた更新を許容する等)を設けることを前提としてはどうか。

く参考>

- ・ EU指令では、社名、情報通信、商標及び施設において、垂直統合型事業者と別主体である点について混同を生じさせてはならないとされている(17条4項)。
- ・ NTT再編関係では、商標に関する特段の制限 はない。

16

(参考) フランス・ドイツにおける送電会社の商標の規制

フランスにおける規制・各社の状況*1

- ブランド・商標・ロゴは、視覚的に異なる必要がある。
- RTE・Enedisが、EDFの子会社であることを周知する場合は、必ずEDFから独立した企業であることを明記する必要がある。







送電会社

配電会社

ドイツにおける規制・各社の状況(EnBWグループの例)*2

- 送電会社のブランド・商標・ロゴは、発電会社と区別する必要がある。
- 配電会社は、発電会社と類似したブランド・商標の使用が許可されている。
- EnBWグループでは、TransnetBW社やNetzeBW社のように社名に「BW」を共通して使用している。



TR\(\bar{N}\)SNET BW

X Netze BW

発電会社

送電会社

配電会社

*1: CREの担当者へのヒアリング

*2: BNetzA、EnBWの担当者へのヒアリング

広告・宣伝等に関する規制について

- 以下のような広告・宣伝等は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止すべきと考えられる。
 - ①一般送配電事業者が、グループ内の発電・小売事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと
 - ②グループ内の発電・小売事業者等が、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の発電・小売事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと

<論点>

一般送配電事業者がグループ会社と共同で営業や広告宣伝を行うことについて、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

く検討>

規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝については、グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利になる恐れがあり、また、それ自体、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるのではないか。

<方向性>

■ 規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝を禁止することとしてはどうか

【禁止すべき例】



(※)なお、単にグループ会社関係であることを広告するような、規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的ではない広告宣伝については、その限度で認めることとしてはどうか(グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利となり、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるとはいえないため。)。

<参考>

・NTT再編関係では、NTT東西は、マスメディアを用いてNTTコミュニケーションズの提供するサービスの広告宣伝を行わないものとされている(実施計画5(8))。

(参考) フランス・ドイツにおける送電会社の広告・宣伝等の規制

フランスにおける規制・各社の状況*1

- EDF・RTE・Enedisとの共同でのマーケティング活動や広告宣伝、共同購買は禁止されている。
- RTE・Enedisは、EDFとのコミュニケーション規定に署名を行い、各社の役割を明確にすることが求められている。
- ホームページは、視覚的に異なる必要がある。
- RTE・Enedisが、EDFの子会社であることを周知する場合は、必ずEDFから独立した企業であることを明記する必要がある。

ドイツにおける規制・各社の状況(EnBWグループの例)*2

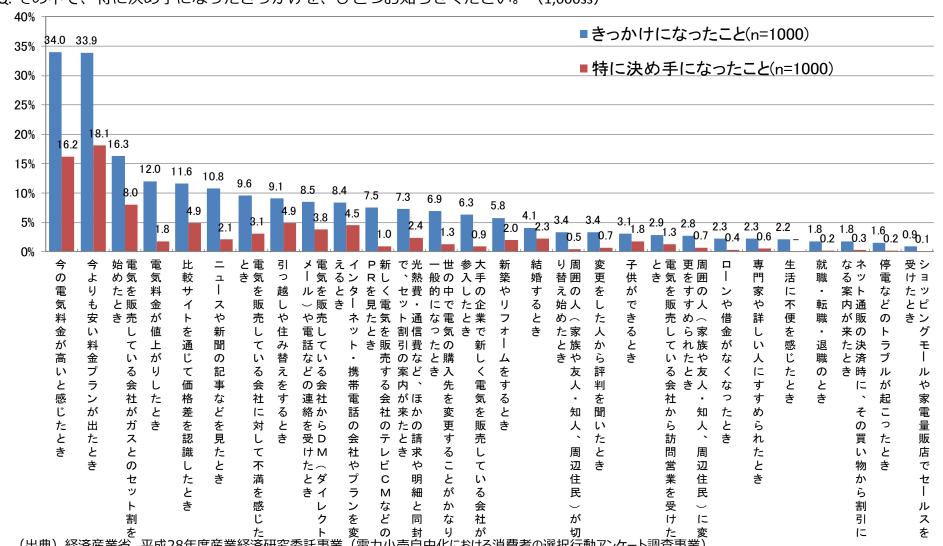
- ホームページは、発電会社と区別する必要がある。
- 配電会社は、発電会社と類似したホームページの使用が許可されている。
- EnBWグループでは、TransnetBW社やNetzeBW社のように社名に「BW」を共通して使用しているが、「BW」は州名称であることより、中立性・公平性の確保上、問題とならない。

*1: CREの担当者へのヒアリング

*2: BNetzA、EnBWの担当者へのヒアリング

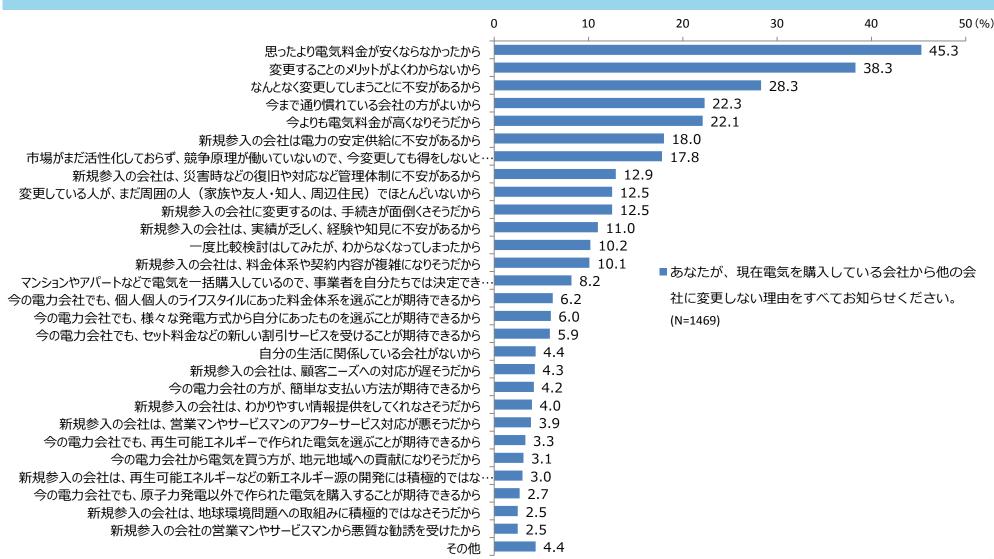
① 電気購入先等の変更の理由

- 電気の購入先/料金プランを変更したきっかけとしては、「電気料金が高いと感じたとき」「安い料金プランが 出たとき」が特に高くなっている。
- Q. あなたが、「電気の購入先」、または「電気料金プラン」を変更したきっかけになったことをお知らせください。(1,000ss)
- Q. その中で、特に決め手になったきっかけを、ひとつお知らせください。(1,000ss)



②電気購入先等の変更を検討したが変更しなかった理由

● 電気の購入先/料金プランを比較検討したが変更しなかった理由は、「思ったより電気料金が安くならなかったから」「変更することのメリットがよくわからないから」「なんとなく変更してしまうことに不安があるから」が高い。



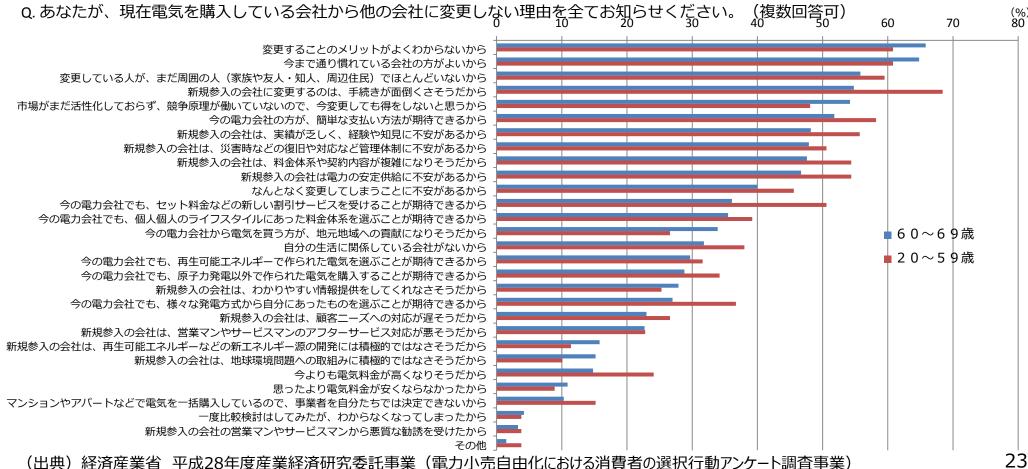
③電気の購入会社を変更しない理由(電話調査)

60代の需要家は、20代の需要家と比較して、電気の購入先を変更しない理由に、「メリットがよく分からない」、 「今までどおり慣れている会社が良い」を挙げる比率が若干高くなっている。

電話調查(平成28年9月実施)

調査対象: 20~69一般歳男女 450ss (60~69歳 360ss、20~59歳 90ss)

※設問総数 :10問 ※調査エリア:全国(沖縄は除く) ※サンプル数に制限があるため、20~59歳の中の年代別の分析は困難。



【参考】社名・商標・広告に関する規制にかかる国会質疑(平成27年6月2日 経済産業委員会)

○渡邉美樹君

(略)

例えば小売に関して言っても、やはり東電という名前が付いていれば一般の方は安心できるということで、じゃ小売も東電にしようと思うのはこれは当たり前のことで、そのときに社名に、小売事業者の社名に東電とか東京電力という名前を付けることができるのかとかいう、本当の意味で平等な競争、イコールフッティングという視点から見て、この行為規制の今現状どのような形でそれを行おうとしているのかということについて御質問させていただきたいと思います。

○政府参考人(多田明弘君)

(略)

それから三点目に、社名、会社の名称についてお尋ねございましたけれども、私ども、ネットワーク事業者の中立性を害する社名、これにつきましては禁止をすることを考えておりまして、例えば送配電事業者につきましては、ネットワーク事業者であることを外形的に、外から見て判断できる表示、例えば何とか電力ネットワークなどの表示を義務付けることを予定をしております。

他方で、小売事業者につきまして、従来の電力会社の名前を使わせるかどうかという点でございますけれども、私ども今回中立性の確保という観点から取り組んでおりまして、従来電力会社が培ってまいりました信用力あるいはブランド力を失わせることで競争環境を整備すると、こういったアプローチというものは今考えていないところでございます。

○佐々木さやか君

次に、分社化がされた後における事業者の名称についてお聞きしたいと思います。

発電、そして送配電、また小売が分社化されても、グループ会社として資本関係は残ることになります。そうした中で、小売部門を承継する事業者が送配電事業者と同じグループ会社であるということを余り強調して顧客を獲得しようとするということは、中立性を確保しようとした今回の法改正の趣旨から余り望ましくはないと思います。

この観点につきまして渡邉委員の方からも御質問がございましたけれども、例えば同じグループ会社であるということを強調する名称を使ったりするということについてはどのように考えていくのか、渡邉委員に対する答弁におきましては、小売業者のブランド力を失わせるようなことはしないというような答弁があったかと思いますけれども、やはり中立性、そして消費者への適切な情報提供という観点からもこの点は注意深く検討されなければならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(多田明弘君)

お答え申し上げます。

社名についての取扱いでございます。先ほどもお答え申し上げましたとおり、私どもといたしましては、法的分離に当たりまして、従来電力会社が培ってきました信用力あるいはブランド力を失わせることによりまして競争環境を整備すると、そういったことまでは意図するものではございませんが、御指摘のとおり、一般送配電事業者の中立性確保の観点、これから社名についても一定の規律は必要かなと、このように考えております。

具体的には、社名につきまして、中立性が求められる一般送配電事業者であるということを外から見ても分かるようにということで、例えば○○電力ネットワークなどの表示を義務付けるといったようなことを想定をしているわけでございます。

また、社名につきましてはそのように考えておりますけれども、一般送配電事業者の中立性を確保するという観点からは、一般送配電事業者が持ちます信用力でありますとかブランド力を活用する目的で広告宣伝でありますとか共同で営業をすると、こういったようなことは認めない予定でございます。 こうした規律につきましては、今後、省令におきまして具体的に規定をしていく考えでございます。